

China Tax Monthly

(KPMG中国税務月報)

2021年5月

現行の中国個人所得税優遇政策及び今後の動向

1. 概要

現行の有効な個人所得税政策を踏まえて、2021年度の年次賞与、外国籍個人向け諸手当の非課税処理などの所得に係る課税方法を検討し、かつ、これら所得の2022年以降の年度における税務上の取扱いや政策の動向を分析し、展望する。

2. 背景

財政部及び国家税務総局は、2018年12月27日付けで「個人所得税法改正後における優遇政策の移行問題に関する通達」（財税[2018]164号）を公布し、年次賞与、外国籍個人向け諸手当の非課税処理などの所得に係る優遇政策について解説し、優遇政策の有効期間を2021年12月31日までと定めた。

現在、個人所得税優遇政策の今後の動向に注目が集まっている。税収優遇政策の有効期限まで残り9か月しかない中、市場では政策の今後の動向に対する推測が飛び交っている。KPMGでは、現行の有効な税収政策に基づき、個人所得税優遇政策を分析し、今後の税務関連業務の動向を展望し、企業と納税者の税収政策に対する理解を深め、かつ各自が個々の状況に基づきタイムリーで有効かつ合理的な判断ができるような情報を提供する。

3. KPMGの所見

現行の年次賞与、外国籍個人向けの諸手当に関する個人所得税優遇政策とその変更点を以下のとおりまとめた。

➤ 年次賞与

事例1：ある従業員（住所のない個人）の毎月の課税所得額は10万人民元で、12月に年次賞与を30万人民元を受け取った。

税務処理：

契約書に基づき、従業員の所得を受領した年度の中国居住者身分を判断し、納税額を計算する。

居住者の場合

	2021年	2022年以降
税務処理	下記2つの選択肢のいずれかを選択する。 1. 分離課税：年次賞与を12か月で割った金額を月次納税に換算した後、総合所得税率表に基づき納付税額を算出する。 2. 当期総合所得に合算して納付する。	当期総合所得に合算して納付する。
事例分析	方法(1)を選択した場合、すなわち、年次賞与を総合所得に合算せずに、分離して課税する方法が有利である。 賞与の納付税額は72,340人民元¹である。	- 当期総合所得に合算して納付する。 - 賞与の納付税額は135,000人民元²である。 - 賞与の納付税額は2021年に比べて86%増加する。

¹ 賞与の納付税額= 300,000 × 25% - 2,660 = 72,340 人民元（個人が自己負担する税額）

² 賞与の納付税額= 300,000 × 45% = 135,000 人民元（個人が自己負担する税額）

© 2021 KPMG Advisory (China) Limited, a limited liability company in China, is member firm of the KPMG global organisation of independent member firms affiliated with KPMG International Limited ("KPMG International"), a private English company limited by guarantee. All rights reserved.

非居住者の場合

	2021 年	2022 年以降
税務処理	- 分離課税：6か月に按分した金額を課税所得として、費用を控除せずに月次税率表に基づき課税額を算出する。 - 計算式：当月の年次賞与納付税額 = [（年次賞与の所得額 ÷ 6）× 適用税率 – 速算控除額] × 6 - 但し、非居住者個人は暦年において、1回のみ当該税額計算方法を適用できる。	明確化する必要がある
事例分析	賞与の納付税額は63,540人民元³である。	

➤ 外国籍個人向けの諸手当

事例 2：ある外国籍居住者個人の毎月の課税所得額は 10 万人民元、毎月の家賃は 3 万人民元、毎年の子女教育費は 30 万人民元である。これらの所得は会社の関連政策に基づき実費にて精算する。

	2021 年	2022 年以降
税務処理	- 居住者個人の条件を満たす外国籍個人は、個人所得税の専項附加控除、又は住宅手当、語学研修費、子女教育費などの補助手当非課税優遇政策のいずれかを享受することができるが、並行して享受することはできない。 - また、一度選択した優遇措置を同一納税年度において変更できない	2022年1月1日から、外国籍個人は住宅手当、語学研修費、子女教育費などの補助手当非課税優遇政策を享受することができなくなり、規定に基づき専項附加控除を享受することとなる。 - 以下の内容を更に明確にする必要がある。 - 一時帰国費用、引越費用、食事代、クリーニング代などは、免税優遇政策を引き続き享受できるかどうか。 - 専項附加控除政策は今後更新されるかどうか。
事例分析	- 当該外国籍個人は住宅手当、子女教育費などの補助手当非課税優遇政策を選択して享受する方が有利である。 - 家賃と子女教育費は免税となる。	- 個人所得税の専項附加控除の対象となる家賃と子女教育費。 - 家賃と子女教育費の納付税額は283,500人民元⁴である。

4. KPMG からの提案

2021 年度の個人所得税優遇政策に関しては、既にほぼ明確になっているため、企業や個人は実際の状況に応じて適用できる優遇政策を選択し、税務コンプライアンスを確保した上で、個人所得税改革に伴う優遇政策を十分に享受することができる。

しかし、一部の現行有効な個人所得税優遇政策は、2022 年以降どのように税務処理を行うべきかに関しては、明らかになっていない。税務当局は今年度中に関連政策を公布し、優遇政策が継続される可能性もある。2021 年度の税務業務に関しては、以下の対策を検討されるよう推奨する。

- 政策の動向を注視し、今後公布される税制に迅速に適応できるよう準備する。
- 政策の更新に伴うコストを計算し、かつ、人材確保のためのインセンティブ政策、人員派遣政策、租税補助金政策、報酬・福利政策などの見直し・調整を行う。
- 新旧政策の移行に伴う税務上の影響について、従業員と適時にコミュニケーションする。

³ 賞与の納付税額 = (300,000 / 6 × 30% - 4,410) × 6 = 63,540 人民元（個人が自己負担する税額）

⁴ 家賃と子女教育費の納付税額 = (30,000 × 12 + 300,000 - 1,500 × 12 (現行の家賃に対する専項附加控除。上海市を例に) - 1,000 × 12 (現行の子女教育費に対する専項附加控除)) × 45% = 283,500 人民元

© 2021 KPMG Advisory (China) Limited, a limited liability company in China, is member firm of the KPMG global organisation of independent member firms affiliated with KPMG International Limited ("KPMG International"), a private English company limited by guarantee. All rights reserved.

・税務コンプライアンスを確保した上で、地域別の税収優遇政策（例：広東・香港・マカオ・グレーターベイエリア（粤港澳大湾区）、上海自由貿易試験区臨港新エリアにおける外国ハイエンド人材及び不足人材、海南自由貿易港におけるハイエンド人材及び不足人材に対する個人所得税負担額の差額に基づく補助金支給に係る優遇政策など）を最大限に活用する。

税務関連事項の複雑性及び専門性を考慮し、企業及び納税者には適正かつ適時に関連責任・義務を果たしながら、条件に合致した優遇政策を十分に享受できるように専門機関に援助を求めるよう提案する。

（MUFG BK 中国月報 2021 年 5 月号に掲載）

Contact us お問い合わせ先

KPMG 中国

税務パートナー

李 輝

中国北京市東長安街 1 号東方広場 KPMG 大楼 7 F

Tel : +86-10-8508-7638

E-mail : lisa.h.li@kpmg.com

税務シニアマネジャー

森 雅樹

中国北京市東長安街 1 号東方広場 KPMG 大楼 7 F

Tel : +86-10-8553-3261

E-mail : masaki.mori@kpmg.com